２０２０年度

学校いじめ防止基本方針

貝塚市立北小学校

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な育成に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要である。

本校では、「明るく楽しい学校づくりをめざして～意欲を持って主体的に行動し、よりよく生きようとする子どもの育成～」を教育目標としており、そのために、「人権意識を高める人権教育」に重点をおいて取り組んでいる。いじめは、重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

３　いじめ防止のための組織

（１）名称　　いじめ対策委員会

（２）構成員

校長、教頭、首席、教務、生活指導担当、各学年主任、学級担任、養護教諭、校内人権担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

（３）役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定

イ　いじめの未然防止・早期発見

ウ　いじめの対応

エ　教職員の資質向上のための校内研修

オ　年間計画の企画と実施

カ　年間計画進捗のチェック

キ　各とりくみの有効性の検証

ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

（４）学校体制

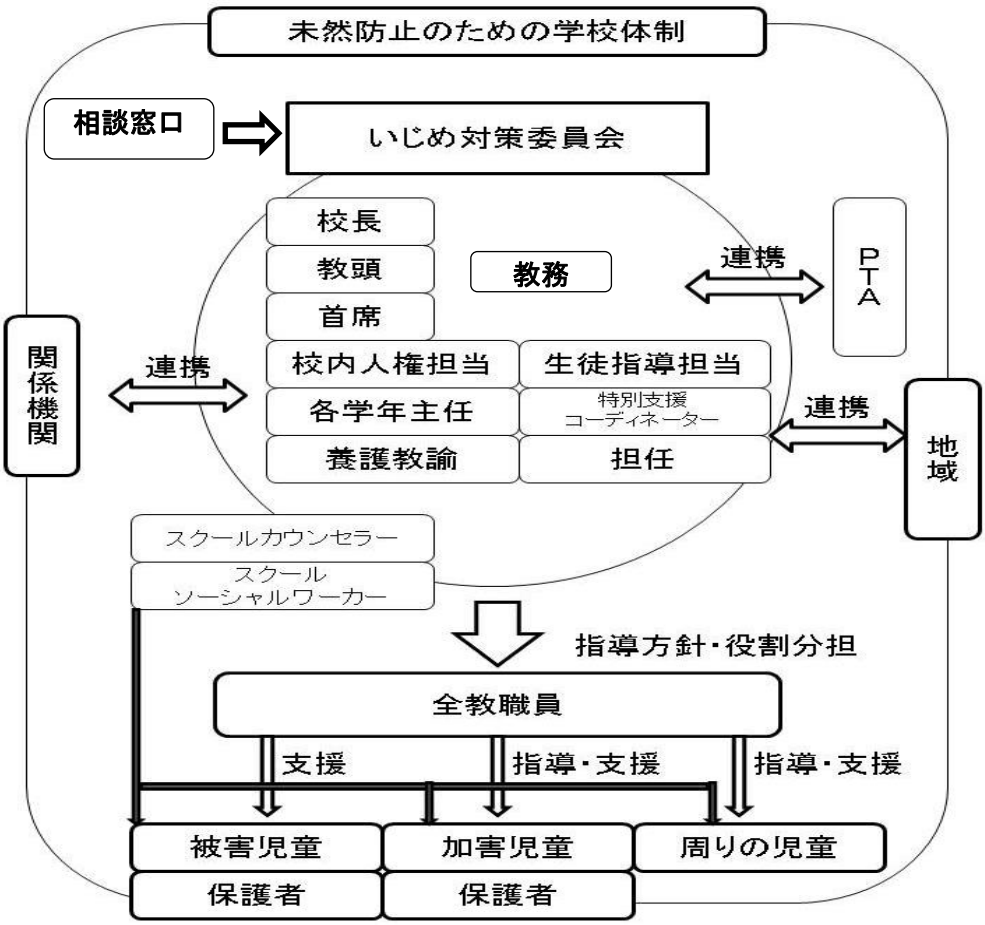

4　学校いじめ防止基本方針の運用

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるという観点から、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、入学時、各年度の開始時にいじめに対する考え方やとりくみについて説明する機会を設ける。

また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、ＰＤＣＡサイクルにより必要に応じて見直しを行っていく。

5　年間計画

基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学校全体
4月	学級開き もちあじ 2年生との交流 ペア学年交流 たんぽぽ交流	学級開き もちあじ 1年生との交流 ペア学年交流	学級開き もちあじ ペア学年交流	学級開き もちあじ ペア学年交流	学級開き もちあじ ペア学年交流	学級開き もちあじ ペア学年交流	生指特活委員会 PTA総会
5月	学校生活アンケート 家庭訪問 校外学習 交通安全指導	家庭訪問 学校生活アンケート 校外学習	家庭訪問 学校生活アンケート 校外学習 交通安全指導	家庭訪問 学校生活アンケート 校外学習	家庭訪問 学校生活アンケート 校外学習	家庭訪問 学校生活アンケート 校外学習	生指特活委員会 集団づくり報告会 いじめ対策委員会 たてわり活動
6月	ペア学年交流 運動会 いじめアンケート	ペア学年交流 運動会 いじめアンケート	ペア学年交流 運動会 いじめアンケート	ペア学年交流 運動会 いじめアンケート	ペア学年交流 運動会 いじめアンケート	ペア学年交流 運動会 いじめアンケート	生指特活委員会
7月	個人懇談	個人懇談 たんぽぽ交流	個人懇談	個人懇談	個人懇談 宿泊学習	個人懇談 社会性尺度測定アンケート 非行防止教室	生指委員会 いじめアンケート集計・考察
8月 9月	街頭補導・盆踊り たんぽぽ紹介 もちあじ 北校祭 ペア学年交流	街頭補導・盆踊り たんぽぽ紹介 もちあじ 北校祭 ペア学年交流	街頭補導・盆踊り たんぽぽ紹介 もちあじ たんぽぽ交流 北校祭	街頭補導・盆踊り たんぽぽ紹介 もちあじ 北校祭 ペア学年交流	街頭補導・盆踊り たんぽぽ紹介 もちあじ 北校祭 薬物乱用防止教室	街頭補導・盆踊り たんぽぽ紹介 もちあじ 北校祭 ペア学年交流	校内研修 社会性尺度アンケート集計・分析 生指特活委員会 たてわり活動

			ペア学年交流		ペア学年交流		
10月	校外学習 北幼稚園との交流	校外学習	校外学習	校外学習	校外学習	おりづる集会	生指特活委員会 集団づくり報告会 いじめ対策委員会 たてわり活動
11月	人権学習(参観) 学年発表 たんぽぽ公開授業	人権学習(参観) たんぽぽ公開授業	人権学習(参観) たんぽぽ公開授業	学年発表 人権学習(参観) たんぽぽ公開授業	たんぽぽ交流 人権学習(参観) たんぽぽ公開授業	修学旅行 人権学習(参観) たんぽぽ公開授業 携帯電話安心教室 社会性尺度測定アンケート	生指特活委員会 人権研究授業 たてわり活動
12月	個人懇談 昔あそび交流会	個人懇談	個人懇談	個人懇談	個人懇談	個人懇談	生指特活委員会
1月	なかよし学習発表会 もちあじ いじめ対応プログラムⅡ 学校生活アンケート 幼稚園との交流会 ペア学年交流	なかよし学習発表会 もちあじ いじめ対応プログラムⅡ 学校生活アンケート ペア学年交流	なかよし学習発表会 もちあじ いじめ対応プログラムⅡ 学校生活アンケート 安心安全教室 ペア学年交流	なかよし学習発表会 もちあじ いじめ対応プログラムⅡ 学校生活アンケート ペア学年交流	なかよし学習発表会 もちあじ いじめ対応プログラムⅡ 学校生活アンケート ペア学年交流	なかよし学習発表会 もちあじ いじめ対応プログラムⅡ 学校生活アンケート ペア学年交流	生指特活委員会 人権研究授業
2月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート 社会性尺度測定アンケート	生指特活委員会 集団づくり報告会 いじめ対策委員会 たてわり活動
3月							生指特活委員会

６　とりくみ状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

いじめ対策委員会は、学期に１回、検討会議を開催し、とりくみが計画通りに進んでいるかの検証、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直し、各学年の事案や気になる児童の情報共有などを行う。また、学期ごとに児童アンケートを行い、実態把握と検討を行い、対応を決定し実行していく。

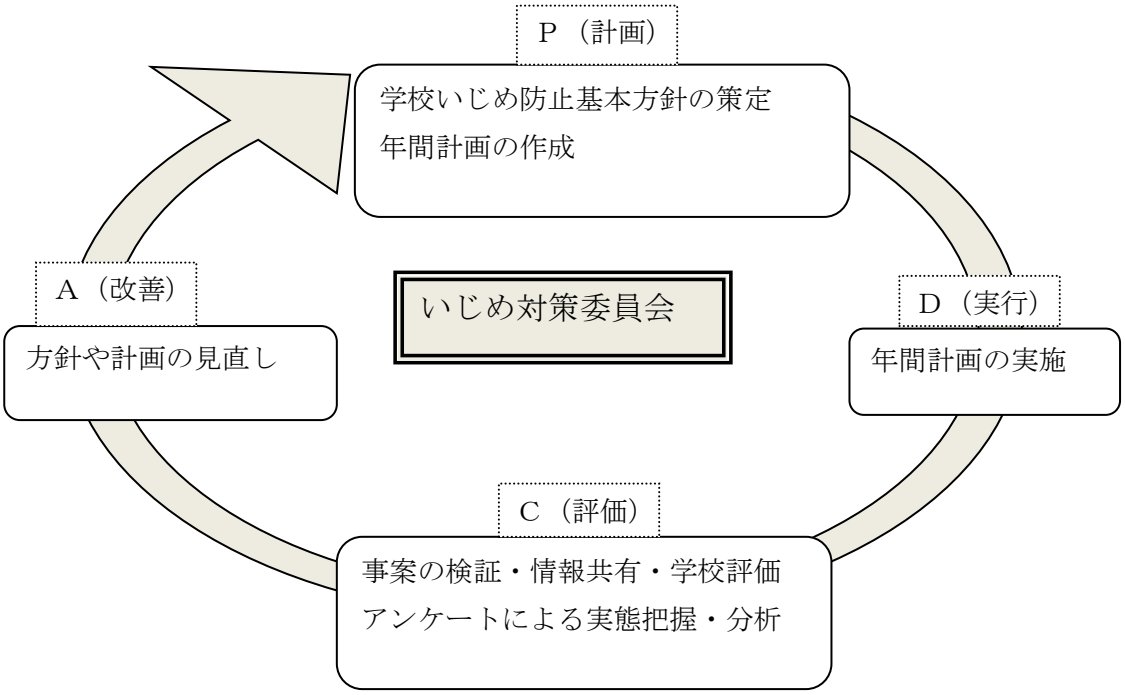

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知識理解及び人権感覚を育む学習活動を全教育活動の時間の特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。本校では、『いじめ対応プログラムⅡ』を元にして、６つの力

・心の居場所をつくる力　　・ストレスとうまくつきあう力
・感情を適切に表現する力　　・違いを認めてともに考える力
・仲間とつながる力　　・仲間と支え合う力

のそれぞれをのばすプログラムに、全学年で取り組んでいく。（第１章４を参照）

そして、各とりくみの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていく。

２　いじめ防止のための措置

（１）平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの具体的な事例を列挙して職員室に掲示するなどして、全教職員が一致していじめを防止できるよう、情報を共有していく。児童に対しては、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめ問題にふれ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

（２）いじめが生まれる背景をふまえ、指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることをふまえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした、分かりやすい授業づくりを進めていくことが必要である。また、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくために、学級や学年、クラブ活動や委員会活動などの人間関係を把握していくことも必要である。

そして、ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどの方法を、体験的活動の中で指導していく。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導のあり方に注意を払うため、教職員間でのいじめに対する認識を統一していく。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、児童に対して指導に当たる必要がある。

（３）いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校教育全体を通した道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、児童の社会性を育むと共に、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。併せて、「いじめ防止プログラムⅡ」の活用を年間指導計画に取り入れ、人権尊重の意識を育んでいく。

（４）自己有用感や自己肯定感を育むとりくみとして、全ての児童が、認められている、大切にされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役にたっていると感じとることのできる機会を設け、児童の自己有用感が高められるよう努める。その際、本校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるようくふうしていく。併せて、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設けていく。

（５）児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、児童自らがいじめについて学び、児童自身が、いじめの防止を訴えるようなとりくみを推進していけるよう、特に道徳

教育の充実を図る。例えば「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり集団で行ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ぶ。

また、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを、チェックするとともに、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する指導力向上のための施策の推進を行っていく。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることをためらい、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、普段から児童一人ひとりに積極的に関わり、表情、様子、言葉などの小さな変化に気づき、その変化の奥にある心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。また、学級担任だけが児童に関わるのではなく、全教職員が一致して高い人権感覚をもって児童に関わり、気になる事象については、定期的な報告会を待たずに、常に情報交換を行い、全教職員が情報を共有していくことが重要である。

２　いじめの早期発見のための措置

（１）いじめ対策委員会や生指・特活委員会で各学年の状況や、事案の情報を共有し対応する。

（２）実態把握の方法として、いじめ調査アンケートを、年２回実施し、教育相談もあわせて実施する。また、社会性尺度測定アンケートも実施し、いじめ対策委員会で検証する。日常の観察は、休み時間や放課後の会話の中で、児童の様子に目を配るだけでなく、教職員と児童の間で日常行われている日記などを通しても行っていく。

（３）児童、その保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制をとる。その体制として、いじめ対策委員会担当教職員が相談窓口を担う。

（４）いじめに関する相談窓口を、北校だよりとＨＰで広く周知する。また、適切に機能しているか定期的に体制を点検する。

第４章　いじめに対する措置、対応

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを

自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気もちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励まし、教職員や保護者からの支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

　そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。具体的な児童や保護者への対応については、『５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート』を参考にして、外部機関とも連携する。その際、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、方針を明確にし、適切に扱う。（別添）

２　いじめ発見・通報を受けた時の対応

（１）　いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わる。

　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

（２）　教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを一人で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、速やかに学年主任や生活指導担当、管理職に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となって、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（３）いじめ対策委員会でいじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

（４）被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

（５）いじめが犯罪行為としてとり扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

３　いじめられた児童又はその保護者への支援

　いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

（1）　速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聞きとりを行う。いじめに関わったとされる児童からの聞きとりにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（2）事実関係を聞きとった後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（3）いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

（1）　いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調したり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

（2）いじめ対策委員会で、いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として、解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して、学級経営していくとともに、全ての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら、学校生活を安心して過ごせるように努める。

　そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより、教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとも連携する。

　運動会や北校祭、校外学習、宿泊学習、修学旅行等は、児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

６　ネット上いじめへの対応

（１）ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示版などのＵＲＬを控え、その箇所を保存・印刷するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査を行い、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（２）メールやラインなどに不適切な書き込みがあった場合、問題の箇所を確認した後、保存・印刷するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞きとり等の調査を行い、削除させる。児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

（３）情報モラル教育については、大阪府の『携帯ネットいじめ防止のための７つの提言』をもとに推進していく。

携帯ネットいじめ防止のための７つの提言

①　学校におけるルールづくり等方針の明確化

・学校への児童の携帯電話の持ち込みについては原則禁止する。

② 家族の話し合いによる家庭でのルールづくりと効果的な啓発

・フィルタリングの利用を徹底する（解除しない）

・帰宅後など適切な使用時間を決める

・知らない人からのメールに返信しない

・個人情報を安易に教えない、書き込まない

・持ち込み禁止など、学校の規則を守る

③ 児童生徒に対する適切な指導と保護者への周知・啓発

・５年生での非行防止教室で、ネットいじめ防止について指導する。

・６年生での携帯電話安全教室で、ネットいじめ防止について指導する。

・ＰＴＡ総会、学級懇談会でネットいじめ防止について周知する。

・学級通信、学年だより、北校だより、生活指導だより、ＨＰ等を
活用して積極的に情報発信を行う。

④早期発見と早期対応

・必要な実態把握のためのアンケートを実施する

・必要に応じて、大阪の子どもを守るサイバーネットワークなど、
関係機関と連携していく。

⑤学校における相談体制と第三者性を活かした支援の充実

・相談窓口の設置と連携した校内相談体制の構築

・児童生徒や保護者に対する被害相談のための第三者支援機関の周知

⑥人権尊重の観点を踏まえ、児童生徒を被害・加害から守るための
対処方法の確立と指導

・『携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム』を活用した
指導の推進

・年間指導計画に位置付け、特別活動を活用して指導

⑦「携帯・ネット上の誹謗中傷」は「犯罪への入口である」という指導の徹底

・人の悪口をブログや掲示板等に書き込む行為

・「なりすましメール（人の名前をかたり、メール等)」を送る行為

・他人の個人情報や画像をネット上で公開する行為

以上の３点は、絶対に行わないよう指導を徹底していく。

7　いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの要件が満たされているものとする。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①　【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安とする）継続していること。

②　【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

被害者本人及び保護者に対し面談等で確認し、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

５つのレベルに応じた、**問題行動への対応チャート**

ねらい

■児童の問題行動の発生時に学校として必要な対応についてレベルⅠ～Ⅴの５段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の４点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。

②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。

③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。

④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

レベル　　レベル　　レベルⅢ～Ⅴ

○警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

○被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届けの提出等）をよく聞き、適切に対応する。

校内のいじめ対策委員会の開催

《レベルを協議し、対応の検討と役割分担を行う》

☆役割分担（児童からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）

☆状況の把握・・・事実を時系列で整理【記録】

☆対応方針の確認

教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。（報告書の提出）

レベルⅠ
担任・学年教員で対応し解決を図る。

レベルⅡ
担任・学年教員とともに、管理職・生活指導担当が指導し、学校全体で共通理解を図る。

レベルⅢ
警察や関係機関と連携して校内での指導を行い、家庭でも指導する。

レベルⅣ
教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅤ
教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

※児童間暴力・対教師暴力等は、上記のチャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

※いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。

５つのレベルの例示

レベルⅠ（□いじめ、◇その他問題行動）

□ことばによるからかい、無視、攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）

◇無断欠席・遅刻、反抗的な言動、軽微な校則違反（ろうかを走る等）

⇨ 生活指導担当に報告を行い、担任・学年主任とともに指導。家庭連絡。

レベルⅡ（□いじめ、◇その他問題行動）

□仲間はずれ、悪口・陰口・軽度の暴言

◇軽微な器物破損、くつ隠し、家の金品を無断で持ち出す、校則違反（おかしの持ち込み等）服装・頭髪違反、軽微な授業妨害

⇨ 管理職・生活指導担当とともに、保護者も交えて児童を指導。

レベルⅢ（□いじめ、◇その他問題行動）

□暴言・誹謗中傷行為（悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（被害・影響が比較的軽い）暴力（被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）

◇喫煙、万引き（軽微な窃盗行為）、悪質な賭け事、著しい授業妨害や器物破損

⇨ 管理職が警察・子ども家庭センター等関係機関に報告。学校・家庭で指導を強化。

レベルⅣ（□いじめ、◇その他問題行動）

□重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、、屈辱的な行為をさせる等）

◇危険物の所持、違法薬物の所持・販売、窃盗行為、痴漢行為等

⇨ 警察・子ども家庭センターと連携し、校外で指導。教育委員会が学校に対して、対応の指示を行う。（出席停止　等）

レベルⅤ（□いじめ、◇その他問題行動）

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為

◇凶器の所持、放火、強盗、強制わいせつ等

⇨ 警察への被害届の提出。教育委員会へ報告し、警察・その他関係機関と相談のうえ、更正プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行う。

出席停止について

いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

（貝塚市立学校運営に関する規則第１４条より）

第５章　重大事態への対処

１　重大事態の定義

（１）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

（２）いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

（３）児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

「生命、心身又は財産に重大な被害」

・児童が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」

・年間３０日を目安とする

２　重大事態への対処

上記の疑いがある場合には、次の対処を行う。

（１）重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

（２）教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（３）上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

（４）上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校の考えに関わらず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。